

2018年7月14日
午前10時～12時

第8回 防犯カメラ設置検討委員会

1. 議題

- (1) 前回（第7回）議事録の確認（10分）
- (2) 防犯カメラ設置済み近隣自治会見学会の報告訂正説明（15分）
- (3) 設置反対意見提案書のあつかいについて（20分）
- (4) 「提案書」について（45分）

2. その他

3. 次回の検討委員会の開催予定

2018年8月 11 日（土）

以上

防犯カメラ設置検討委員会 第7回 議事録(案)2018.7.14

防犯カメラ設置検討委員会事務局作成

日 時：2018年6月9日(土) 10:00～12:20

場 所：白銀西集会所

出席者：(敬称略・順不同)

「防犯カメラ設置検討委員会」

(委員長) 倉島陽

(委員) 大谷洋機、久木孝之、岡本重夫、森岡博孝、荒木勝明、稲垣光世、

花澤吉里子、許進一、佐藤正義、押木幸也、

「白銀 NT 自治会」

(会長) 黒田康夫

(防犯・交通委員長) 仲台三千代、(同委員：事務局) 圖司勉、永尾豊

1. 議題(1) 前回(第6回)の議事録(案)の確認を行った。
2. 議題(2) 6月3日(日) 午後に実施された、防犯カメラ設置済み近隣自治会である「さくら山王自治会」の見学会について、報告書を配布して、倉島委員長及び森岡委員から説明を行った。質疑は以下のとおり。

(質問) 今年度からの実施とのことだが、報告書にあるランニングコストは予定額か？

(回答) 業者と契約を締結済みなので確定額である。

(質問) カメラを東京電力の電柱に取り付けているが、同社への設置許可申請手続きは業者に依頼したのか？

(回答) 業者に依頼した。

(質問) 電柱への設置とのことだが、防犯灯と併設か？

(回答) 併設はしていない。

(質問) 設置場所は？

(回答) (設置場所について説明をした)

(質問) カメラ設置の表示はしているのか？

(回答) 小さいがしている。

(質問) SD カードは毎年交換するのか？

(回答) 1年間で更新となっている。

(質問) データの保管期間が7日間とあるが、上書きされて行くのか？

(回答) 上書きして行く。パソコン等へのデータ移行はしない。

3. 議題 (3) 「提案書」について前回 (第 6 回) の委員会での意見等に対し、佐

藤委員から説明があり、提案書の加筆修正について討議をした。その結果を反映して佐藤委員が提案書を加筆修正の上、次回の検討会にて再度、討議することとなった。尚、主な追加及び修正のポイントは以下のとおり。

- ・「山王自治会防犯カメラ見学会報告書」は資料9とする。
- ・自治会の会員が判断しやすいような意見を記載することが大切で、少数意見についても提案書には記載すべきである。
- ・許委員から会議の最後に配布された『防犯カメラを設置しないことへの提言（案）』については、次回の委員会で検討し、「その他意見」として提案書に記載する。

尚、倉島委員長より、「提案書に関する議論は既に相当詰まってきたおり、次回での討議をもって自治会へ提出したい」との提案がなされ、各員から賛否の意見が出された。

4. 議題（4）検討委員会の議事録を自治会ホームページに掲載するにあたり、第1回～第4回分について委員会での確認がされていないこと及び他の回の議事録との形式上の統一がとられていないことに対する意見が出されたが、第1回～第4回分については、改めての確認作業は実施しないこととし、表題のみ「議事メモ」と変更して掲載することとなった（事務局で表題の変更を

して佐藤委員にデータを送信)。

5. 現在、手元にある見積書が提出された時に、見学会へ行った自治体と同じ業者で作成されたものでありながら、「既存電柱の利用」について得られる経費的なメリットについての言及がなく、遺憾である。アルソックとセコムに確認する必要があるのではないかとの意見が出て、倉島委員長が確認することとなった。

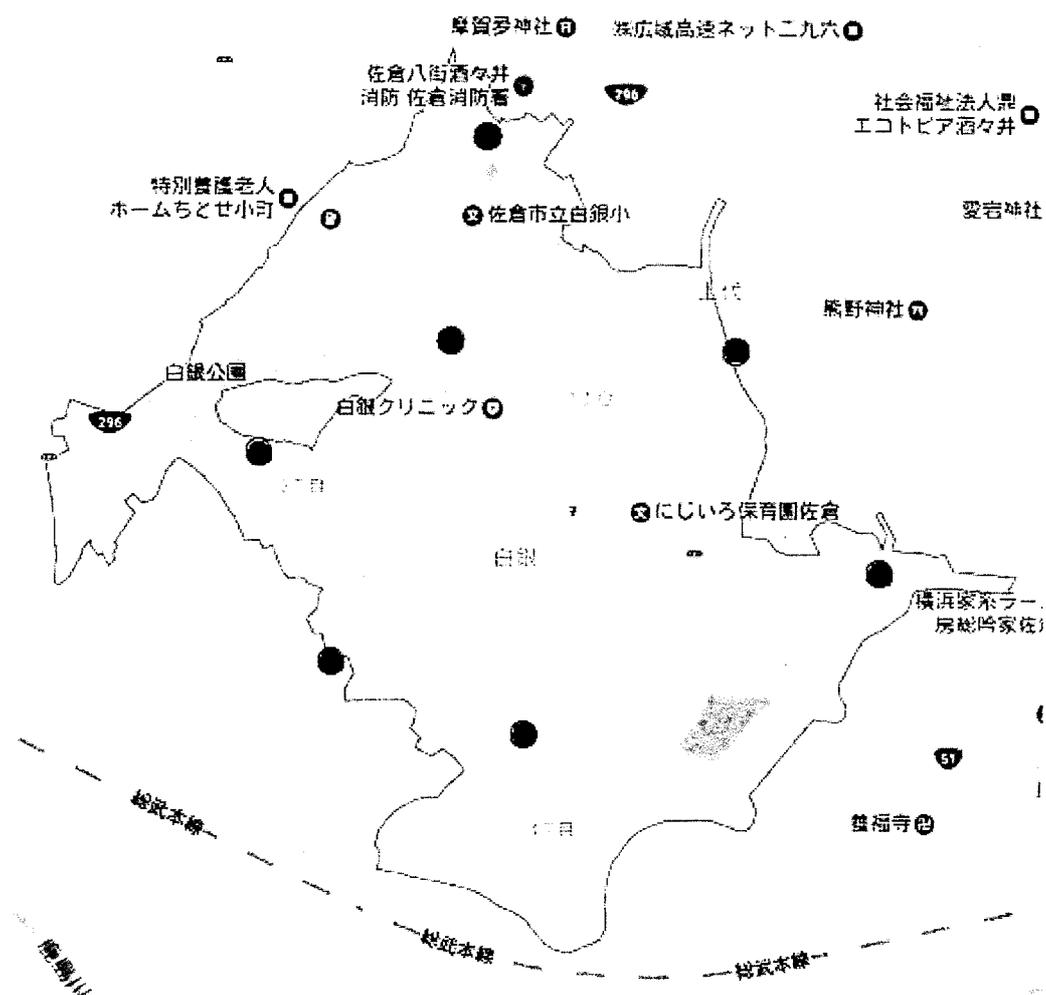
会議の最後に黒田自治会長より挨拶。その中で「提案書の提出にあたっては、自治会での審議が円滑にできるように、必要十分な情報を盛り込んで欲しい」との要請が検討委員会に対してあり、委員からは、「提案書の内容に不足があるようであれば、自治会より具体的に指摘をして欲しい」との意見があった。

以上

次回の検討委員会の開催予定

2018年7月14日(土) 10時

防犯カメラ設置に関わる電柱確認 (平成30年6月23日)



- ①消防署近傍1丁目(道路・296 /白銀支 21NTT 柱)
- ②大福寺公園前交差点(白銀小花壇側/高岡 603 東電柱)
- ③白銀公園南東側(テニスコート) 出入口前(2丁目民地側/高岡 299 東電柱)
- ④西集会所裏山道路(2丁目/高岡 309 東電柱)
- ⑤尾山公園前交差点(十字路/高岡 431 東電柱)
- ⑥ホンダカーズ白銀店前交差点(十字路・使用できる柱を再検討)
- ⑦東集会所北側・上代側出入口道路(/高岡 141 東電柱)

提案書（案） rev.3

1. これまでの検討経緯と防犯カメラ設置検討委員会の役割

1.1 検討経緯

- ・ H29/4/23:第 26 回定期総会で、防犯カメラ設置の要望があり、会長より新年度の担当委員会で検討する旨の回答がなされた。
- ・ H29/5/13:自治会 防犯交通委員会は検討を開始した。その活動状況は、第 27 回定期総会議案書 P.10 に報告されている。
- ・ H29/10/14 : 班長会にて、「防犯カメラ設置についての住民アンケートのお願い（案）について」が審議され、アンケート実施が承認された。
- ・ H29/10/28 : 「防犯カメラ設置についての住民アンケートのお願い」が実施された。主旨は「賛成の方が多い場合は、公募により専門委員会を設置し、検討を進めたい。」である。アンケートの結果は、総数 1,118 の内、賛成 862、反対 256 であった。
- ・ H29/11/25 : 「防犯カメラ設置検討委員会プロジェクトチーム委員の募集について」により、防犯カメラ設置検討委員会が設置された。

1.2 検討委員会は、H29/12/09 から H30/xx/xx まで、月 1 回開催し、H30/xx/ xx に自治会に答申するに至った。

1.3 防犯カメラ設置検討委員会の役割は、関係諸事項を検討し、「白銀ニュータウン自治会で防犯カメラを設置する」としたらこのような案ですという「提案書」を自治会に答申することである。

1.4 委員会の議事録および検討に使用した資料は、白銀ニュータウン自治会ホームページで公開しています。自治会ホームページ→各委員会→防犯交通委員会（防犯カメラ検討委員会）を参照して下さい。

2. 防犯カメラ設置の狙いと効果

防犯カメラ設置の狙いは、究極的には白銀ニュータウンの安心安全を確保し、住みよい町にすることに貢献することである。その貢献としては、防犯カメラで「監視している」ことによる犯罪抑止効果が期待される。さらに「重大犯罪が起きたときの証拠を確保し、警察の犯罪捜査に協力すること」も重要な目的となり、実際に犯人逮捕に貢献できたならば、投資効果は絶大であったという評価になるのかもしれない。一方、それは市・国・警察のやることで、自治会の役目ではないとの考えもある。

佐倉市においては条例で、カメラ近傍に表示板設置の義務があるので、計画的な犯罪者が下見を行い、撮影範囲外で行動した場合には効果がないのではないかとという疑問も生じる。さらに、人や車など、どのようなものを撮影対象とするかの問題もあり、白銀ニュータウンでは人と車の出入り可能な場所が非常に多いという地理的条件もある。3.2 に示すように、車についてはほぼその出入りをとらえることができるが、バスに乗って白銀 3 丁目バス停で下車して歩行者になる場合には、防犯カメラに映ることを避けることが可能となるので、抑止効果は限定的かもしれない。

3. 設置台数と設置場所の候補

3.1 白銀地区に防犯カメラを設置する場合、カメラに考慮されるべき必要な機能としては、下表のように幾つかあるが、通常市販されている屋外設置用の防犯カメラを使用すれば、防犯カメラの設定を適切に行うことにより、問題ない機能を発揮できる。

撮影範囲	撮影範囲はデジタルカメラのズーム機能と同様に設定できる。画角は概ね、横 110～30°、縦 60～20°のものが多い。 3.2 の設置場所を想定した場合、撮影範囲は横 7～20m、縦 5～10m になる。
解像度	最大 1920 x 1080 (約 200 万画素) であれば十分である。1280x780 (約 100 万画素)、960x540 (約 50 万画素) などの設定も可能。 防犯カメラの映像で、車のナンバーを判読できるのかという問題がある。カメラの映像は、遠近法、すなわち近くのもの大きく、遠くのものは小さく映るので、一概には言えないが、例えば、横幅が約 10m の範囲を解像度 1280x780 で記録すれば、車のナンバーは画像解析によって判読できると考えられる。
fps (frames per second)	fps とは 1 秒間のコマ数である。TV やビデオは 30fps であるあるが、防犯カメラは、SD カードなどの記憶媒体に間引きして書き込んでいる。防犯カメラの場合、5～10fps で記録すれば、時速 40km で走る車の動きを捉えられる。
記録可能時間	防犯カメラは常時撮影し、映像データを SD カードなどの記憶媒体に記録し、最も古い映像に新しい映像を上書きしてゆく方式である。 したがって、映像データの記録時間は 128MB の SD カードに書き込みの場合、目安として約 200 万画素、6fps だと約 10 日、約 100 万画素、12fps だと約 20 日である。(映像データの情報量によって異なる)
夜間撮影の可否	ほとんど暗闇でも赤外線撮影機能を持っていれば、モノクロ撮影可能である。
映像データの取り出し	映像データをカメラから取り出す方法は、①SD カードをカメラから取り出し、パソコンで読み取る、②パソコンをカメラの近くに持って行き、無線ランでカメラ内に記憶されている映像データを取り込む、の 2 通りがある。 なお、インターネット機能を利用する方法もあるが、市の条例で禁止されている。

3.2 設置台数および設置場所の候補地は、7 箇所 (7 台) である。(資料 1)

番号	設置場所の候補地	撮影の狙い
①	消防署近傍の 1 丁目入口	消防署近傍から 1 丁目住宅への人と車の出入りを撮影
②	大福寺公園前の交差点	1 丁目と 3 丁目の人と車の通行の出入りを撮影
③	白銀公園入口 (テニスの壁打ち側)	白銀公園入口の人の通行を重点撮影
④	西集会所の裏山の道路	2 丁目住宅への人と車の通行の出入りを撮影
⑤	尾山公園	3 丁目と 4 丁目の人と車の通行の出入りを撮影
⑥	ホンダ付近の 4 丁目入口	ホンダ近傍から 4 丁目住宅への人と車の出入りを撮影
⑦	東集会所近傍	東集会所近傍と上代方面からの人と車の出入りを撮影

3.3 設置する防犯カメラで、白銀地区における車の通行は、ほとんど撮影可能であるが、徒歩の場合、白銀の住宅地に入ることができる場所は非常に多岐に亘っている（例えば、4丁目のJR線側に広い範囲で斜面があるが、これを徒歩で登れば住宅地に侵入可能である）ため、人の通行の全てを撮影することは難しい。そのため、人通りの多い場所を重点的に撮影することとした。

4. 費用・耐用年数

- 4.1 設置費用は、防犯カメラおよび取付治具、付属装置（無線ラン等）、カメラ設置用ポール材料・工事費、カメラ取付および配線工事費、佐倉市等の申請・打ち合わせ資料作成補助費、電力会社申請費等である。これまでセキュリティー会社等の4社に費用の見積を依頼し、その結果を資料2に示すが、各社の見積額は約300～610万円（税抜き）であった。このばらつきは、見積条件を明確にしなかったため、各社が独自にポール設置工事や補助作業を想定して費用を見積もったためである。しかしながら、各社の見積書を総合的に勘案すると、実際の費用は7台分で350±50万円（税抜き）ではないかと考えられる。防犯カメラ設置が、自治会として正式に決定されたら、見積条件を統一して各社に依頼する必要がある。なお、コスト削減のため、防犯カメラを既存の電柱または防犯灯のポールに設置することが考えられるが、新規の専用ポールに設置することとする。理由は、電柱は比較的簡単に昇降できるので、盗難の恐れがある、また防犯灯のポールは防犯カメラを追加設置すると重くなり風で揺れやすくなるためである。
- 4.2 その他、維持管理費（運営方法にもよるが、15～30万円/年）と消耗品費（業務用SDカード128GBの場合：3万円×7枚×2セット=42万円）、電気料金（1台：約1.5万円/年）が必要となる（いずれも、税抜き）。カメラ設置用ポールの土地借用費用や管理責任者と取扱担当者の報酬も支払うことになる可能性もある。
- 4.3 耐用年数は、防犯カメラ5～7年、業務用SDカード2年、程度ではないかと考えられる。将来、カメラの更新のための予算措置も考えておく必要がある。
- 4.4 防犯カメラを設置する場合は共用施設として設置する。防犯カメラ設置の費用捻出方法として、(a)自治会保有の共用施設特別会計、(b)共用施設維持管理費の値上げ、が考えられる。(a)については「第27回定期総会議案書の内容の一部追加について、平成29年度収支決算報告の(5)」に記述されているが、この資金は将来、東・西集会所を建替える際に必要な資金として主に確保されている。しかし、何時工事をするか、両方の集会所を維持して建て替えるか、等については今後の自治会での検討による。(b)の値上げする場合は、該当する年度のみ3000円程度ではないかと考えられる。(a)と(b)のどちらにするかは、自治会の班長会の判断、または住民アンケートで決定することになる。
- 4.5 防犯カメラ設置に要する費用について、自治会費ではなく共用施設維持管理費から捻出する場合には、（管理組合規約によると、総会で議決権総数の）4分の3以上の賛成が必要である。具体的な予算措置をする場合は、共有・共用施設の新設について定めた管理組合規約に則った手続きを行う必要がある（第6回議事録）。その他、「第29条（総会の決議に代わる書面による合意）規約により総会において議決すべきものとされた事項について、その有する議決権の数が総議決権数の10分の9以上に達する組合員の書面による合意があったときは、総会の決議があったものとみなす。」という条文もある。
- 上記については、管理組合規約が現在も有効かという問題はあるが、有効とした場合、防犯カメラ設置の可否を自治会総会で決定するのは好ましくないと思われる。理由は、過去の総会では委任状が会員数の80%以上を占め、それには議決権があるので、提案された議案は委任された会長（次回からは議長？）の意向だけで採否が決定されることになってしまうからである。さらに、共用施設維持管理費から費用を捻出するには、

非会員や店舗の人たちを無視することはできないが、その人たちは自治会総会に参加資格が与えられていないという問題がある。一方、第29条の書面による合意では90%以上が必要となるので、防犯カメラの設置は非常に難しくなる。（管理規約を有効とした場合「防犯カメラを共用施設として設置する案」は無し？）

- 4.6 佐倉市には、必要な申請等を行うことにより防犯カメラを設置する自治体等に対して、5.4（資料6）と5.5（資料7）に示すように補助金制度がある。

あくまで可能性の話ではあるが、佐倉市防犯カメラ等設置事業補助金を申請して、補助金が満額支給された場合7台×20万円=140万円となる。一部補助やゼロの場合もありうる。

5. 関連法規等

5.1 防犯カメラの適正な設置及び運用に関する基準届（資料3）

- ・地方自治法に規定する団体（白銀ニュータウン自治会は該当する）が、防犯カメラを設置する場合は、市長に届ける必要がある。

5.2 佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例（資料4）

- ・防犯カメラ設置及び運用基準を作成。（資料8を作成する必要がある）
- ・防犯カメラを設置するものは、みだりに市民等の容貌及び姿態を撮影することのないよう留意する。（個人のプライバシー保護を重用視する観点からの留意事項で有る。また、スーパーマーケットなどに設置される万引き防止のための監視カメラでは無いので、常時監視では無く不測の事態が生じた場合にのみ、カメラからSDカードなどの記憶媒体を取り出して、映像データをチェックする）
- ・防犯カメラの設置場所、設置台数、撮影範囲を明確にする。（やむ負えず個人の住宅が防犯カメラに映る場合には、モザイク又は暈し等の処置を行う）
- ・防犯カメラの設置場所の近傍に団体名を記した表示板を設置。（設置を知らせることによる抑止力効果）
- ・管理責任者と取扱担当者の指定。（映像データの確認を行う者を限定する目的）
- ・管理責任者及び取扱担当者以外の者は、防犯カメラ及び映像データを取り扱うことができない。ただし、やむを得ない事由のある場合、管理責任者の同意を得たときはこの限りでない。

5.3 佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例施行規則（資料5）

- ・上記条例の補足規則

5.4 佐倉市防犯カメラ等設置事業補助金 募集案内（資料6）

- ・佐倉市に申請書を提出することにより、カメラ1台につき設置に要する工事費を含めて費用の半額（最大20万円）が支給される。平成29年度の佐倉市の補助金の予算は200万円であった。平成30年度以降の申請については予算に関する情報は無いし、申請しても実際に補助金がいくら支給されるかは、他団体の申請状況を考慮して佐倉市が決定することになる。

5.5 佐倉市防犯カメラ設置事業補助金の申請から交付までの流れ（資料7）

- ・補助金を申請する場合になすべきことが、時系列に書かれている。
- ・事前協議書、事業計画書、工事の実績報告書の提出など、佐倉市へ多くの報告義務がある。

5.6 佐倉白銀ニュータウン自治会防犯カメラの設置及び運用に関する基準（案）（資料8）

- ・今後、防犯カメラ設置が決まって佐倉市に申請することになった場合、申請書には本基準の添付が求められる。

- ・佐倉市のホームページにひな形が掲載されており、本基準はそれに白銀自治会等の名前を当てはめた段階であるので、運用方法・体制や維持管理などの運営に関する条文を追加する必要がある。
- ・防犯カメラ及び映像データの取扱いの全部又は一部の委託を受けたものは、防犯カメラ及び映像データを取り扱うことができる。この場合、自治会は必要かつ適切な監督を行う。（業者委託を想定している）
- ・映像データの保存期間の規定（佐倉市の条例に保存期間は書かれていない。資料 8 に 30 日と書かれており、これは市の推奨案と考えられる。）

6. 防犯カメラ設置が自治会で決定した場合の検討事項

本検討委員会の役割は、前述のように防犯カメラ設置の案を提案書にて答申することであり、以下の 6.1 と 6.2 については、防犯カメラ設置が自治会で決定していない現状では今すぐ必要なものではない。自治会で設置が決定した場合に具体的に検討すればよいことなので、ここでは作業項目を列挙するにとどめる。実際の作業を誰がどのような体制で実施するかは、自治会が判断するものとする。

6.1 防犯カメラ設置工事に向けての作業

- ・設置に向けての費用の検討（防犯カメラの仕様、ポールの設置位置の決定、申請作業等に係わる業者の援助費用、等の見積条件を統一して各社に依頼する）
- ・設置費用の自治会承認と予算の確保（早くても平成 31 年度予算）
- ・設置工事の発注・検収
- ・関係機関等との協議（周辺住民、電力会社、警察、土地所有者、等）
- ・佐倉市への設置申請書類の作成（資料 3 & 8、補助金申請なら資料 6 & 7）

6.2 防犯カメラ設置後の運営に向けての検討事項

① 運用方法・管理者

- ・管理責任者と取扱担当者の指定。前者を会長又は副会長、後者に統括管理人という案もだが、統括管理人にその作業を実施する時間的余裕がとれるのか検討の余地がある。
- ・管理責任者と取扱担当者の作業内容と義務を明確化する。守秘義務を伴った作業を実施するというのは大きな負担であり、報酬を支払わないとバランスが取れないという考え方もある。
- ・重要犯罪が発生した場合には、警察捜査のため映像データの提供が求められることが想定され、それに応じることになる（映像データの貸与条件とその責任の所在等の契約書案作成）。
- ・比較的軽微な犯罪の場合に、自治会が選定した管理責任者や取扱担当者が映像データのチェックをしようとしても、人や車の映像データから犯罪者を見分けるのは難しいので行なわない。
- ・行方不明の子供や高齢者の捜索、不審者の特定、交通事故の状況把握などに利用することも考えられるが、佐倉市の条例で映像データの利用が制限されているので実施しない。

~~映像データを保管するためのパソコンが必要であるが、自治会所有の共用パソコンを利用することが可能と思われる。ただし、共用パソコンの管理規則で東集会所以外での使用が禁止されているので、特例を設ける必要がある。~~

- ・映像データの管理については、既に防犯カメラを導入している近隣自治会の運用方法を参考にするものとする（近隣自治会の運用方法書類を誰がどうやって入手するのか、入手が可能なのか、またそれに参考にな

る事が書かれているのか)。

②維持管理

- ・カメラの点検（頻度・作業内容）、点検チェックシート作成、映像データの回収、等の作業を業者に委託するなら、費用が発生する。映像データ回収のため、SDカードをカメラから取り出すのに梯子を利用するのは危険作業となる。安全作業の励行という観点から、高所作業車を所有する業者に委託するべきである。
- ・故障かなと言う時の対応（維持管理を業者委託なら不要）。

7. その他の意見、等（委員の個人的意見、等）

- ① 本提案書を自治会に答申した後、自治会が防犯カメラを設置するかどうかを決定するにあたりどのような手順を踏むのかは自治会が決めることではあるが、平成29年10月14日の第6回班長会議事録に
● 防犯交通委員会（決議事項）①防犯カメラ設置についての「住民アンケート」のお願い（案）について配布資料に基づき説明があり、「住民アンケート」の各戸配布は承認された。なお、アンケートによる設置意見が過半数を超える場合、「専門チーム」を設立して詳細検討を行い、検討結果を白銀住民の方へ提示して設置の可否を決めることとなる と書かれており、H29/10/28の住民アンケートで、防犯カメラの設置について検討委員会設置の賛否を問うたことを考えると、より重要事項である 自治会が実際に防犯カメラを設置するかどうかを決定するにあたっては、再度住民アンケートを行う必要があるのではないかと考えられる。
- ② 防犯カメラ運用を当該年度の自治会が受け入れた場合、その運用業務は後年の班長にも負担となるものである。ほんとうに自治会の業務として受け入れて良いかを考えるべきである。
- ③ 実行力のある運用体制を確立できなければ、カメラ映像だけを撮っても有効活用ができないことになる。
- ④ 監視カメラ（防犯カメラは監視カメラの目的を限定した一つの利用方法である）の設置数の増加は各国で進んでいる。イギリス全土に設置されている監視カメラの数は、2014年時点で590万台（人口11人に1台）に達している。アメリカでも、2016年時点で3000万台（人口10.8人に一台）以上が設置されているといわれている。アジアにおいても設置数の増加が進んでいる。中国では監視カメラの数が2017年12月現在1億7000万台（人口8.1人に1台）に達している。韓国では2015年12月時点で800万台（人口6.4人に1台）が設置されていると推測されている。日本では、2016年現在500万台（人口25.4人に1台）以上が設置されているといわれている。（監視カメラ-Wikipedia-より）
- ⑤ 数年後、大きなテロなどが発生した場合など、国・市・警察などが防犯カメラ設置に向けて全国への普及に動き出す可能性がある。
- ⑥ 防犯カメラによる犯罪抑止効果を高めるため、(a)ダミーの防犯カメラ設置（佐倉市の条例の対象ではない）、(b)防犯灯のポールに「防犯カメラ設置地区」等のシール等を貼る（佐倉市の許可が必要）、といったことが考えられる。実際には、(a)はダミーカメラは数千円であるがポールの設置費用は1ヶ所当たり10～15万円は必要であるし、撤去するときのことまで考えると慎重にならざるおえない、(b)は比較的簡単であり白銀ニュータウン内の数十カ所に貼ることが可能、といったことも検討の余地があるかもしれない。
- ⑦ H29/10/28に「防犯カメラ設置についての住民アンケートのお願い」が実施され、それに記載されたコメントとして、「前回、役員の皆様の努力で詳細な検討結果を住民に示して下さり、住民の負担が効果

より大きすぎるのではとの感から、反対意見が多数を示したと記憶しています。今回、あえて再検討するのであれば、市の負担、住民管理負担軽減を前回より改善されるのであれば、賛成します」、また同様に「従前は設置反対で設置しない結果なのに、今回の設置提案理由が明確でない。引継ぎがあり、色々と協議を重ねたとあるが何をしたのか。」があった。両方とも重要な指摘であり、今回の検討委員会の課題というより、自治会の防犯交通委員会への宿題であるように思われる。今回の設置検討の提案理由としては、前回の検討およびアンケート実施から約8年が経過しており、

(1) 防犯カメラ技術の進歩により、その性能の飛躍的向上とコストダウンの効果。

(2) 防犯カメラの設置効果の社会的認知度の向上（カメラ映像が犯罪の解決に寄与したことが、テレビや新聞でたびたび見られるようになった）。

(3) 佐倉市が防犯カメラ設置に関する条例により、その設置を推奨するようになった。

等によるところが大きいと思われる。

⑧ 防犯カメラを設置しないことへの提言—(案)—

防犯カメラを設置に関する提案+本提案書は主として機器と条例の一部のみに言及されており、多くの重要な問題に触れておらず、設置後多くの問題を引き起こす可能性があるので、設置しないことを提案します。理由は以下に順を追って説明します。

1 白銀ニュータウン（以下白銀と略す）は治安組織ではなく、旧管理組合を統合した現自治会は任意の地縁団体であること。

旧管理組合および自治会が管理していた及び今もしている共有・共用施設は白銀の全住民が必要な時にいつでも自由にアクセスできるものであり、第三者に対抗するものではない。現在はない CATV 施設は各戸にテレビ放送を配信していた（296 に移管済、その後各戸が 296 以外にも光テレビなども利用）。街灯は道路管理者である佐倉市へ移管。現在管理しているのは、街区表示板（3 種類）、ごみ集積所（汚れのメンテナンスのみ住民管理）、東西集会所（佐倉市から無償の貸与契約で管理運営は住民が行う）。これらと異なり、防犯カメラは条例に書いてあるように、住民は日常的に利用できないばかりか、「防犯カメラ管理者」「防犯カメラ担当者」も特定の条件以外にはアクセスできないというものである。しかも防犯カメラの性格上、第三者（人または車）を特定することが目的であり、対抗関係にある設備といえる。このことが大きな問題を起こす可能性がある（下記第 7 項を参照）。

一旦こうした設備を設置すると費用負担が長期に及ぶだけでなく、設置者としての管理責任も長期にわたる。これら両者の負担は、提唱者が請け負うのではなく、次の世代の住民負担になる。住民の間に相変わらず根強い反対がある、従来の共有・共用施設と全く異質の設備を敢えて設置することは妥当なのかという問題がある。

2 2017 年度警察白書は刑法件数が大幅に減少し、戦後最低を記録したと述べている事実と真逆の説明で防犯カメラの設置を主張している。

今回の事案と同様の事案は以前管理組合の総会で否決されたものである。一事不再理の原則から、このような申し出には理由がなければならない。提案者はあたかも白銀地区における犯罪が増えているかのように主張しているが、警察白書と全く逆の主張をしている。昨年の刑法犯罪認知件数は戦後最低となり、過去最高であった 1996～2002 年対比 3 分の 1 に減少し、年間 92 万件を割った（速報値）。連続 14 年間減少しており、この傾向は今後も続く予想されている。佐倉市の犯罪発生件数も同様に 3 分の 1 に減少している。特に空き巣のような犯罪は他の犯罪と比べ大幅に減少し、その結果全体の件数が 3 分の 1 にな

っている。このように客観情勢は一事不再理を覆すようなものとはなっていない。

白書で注意を促しているものに「オレオレ詐欺」を含む各種詐欺の犯罪を上げている。こうした犯罪は高齢者の被害者が多く、1件当たりの被害金額が大きい、防犯カメラで防止できない。

白書でも幼児・児童への犯罪が言及されているが、圧倒的に多いのは児童虐待（無理心中も含む）による殺人で、年間90人以上の子どもが両親等に殺されている。こうした犯罪に対して防犯カメラは全く効果がない。

3 防犯カメラの有効性は疑わしいこと。

2で述べた白書の中で、一般刑法件数が大幅に減少したにもかかわらず、白書は防犯カメラによるものと主張していない。

今回検討されているカメラと同様のものを含めて Statista（米国）が今年発表している2014年現在の国別ビデオ（監視）カメラ数は、人口1000人当たりで米国が125台、英国が91台、中国が27台となっている（参考までに Wikipedia 日本版掲載の2015年現在の日本は39台、韓国156台）。2014年現在では米国が設置台数で断トツであるが、刑務所に収監されている人数もこの数年間世界最高で二百数十万人となっていて断トツである。この数字は米国を除く世界全体の収監者数と等しいかそれより多い。この事実から見ても防犯カメラと犯罪防止とは相関関係がほとんどないといえる。

4 防犯カメラの日常管理は具体的にどうするのかということ。

防犯カメラ設置に関する条例、施行規則、自治会・町内会の運用に関する基準には、防犯カメラ管理者、防犯カメラ担当者を任命すること映像データの取り扱いを適切にすることとしか書かれていない。カメラ管理者がカメラ担当を決めれば適切な管理が日常的にできるわけではない。具体的にどう管理すれば適切なのか言及がない。しかし、市は必要な時には資料提出又は説明を要求すると書いているが、どのような資料が適正であると様式で示しているわけではない。またデータが使用された時に記録すべき様式についても具体例を示していない。

データ保存について書かれているが、警察に提出した場合、ここに書かれている日数で返還されることは全く望み薄である。裁判に利用された場合は、更に長引くだけでなく、映像がメディアに出回る可能性もある。このようなことに対して住民は全く責任を取れない（問題点に関しては下記第7項参照）。市はそうしたケースを想定していないし、その場合も地縁団体の責任として逃げている。

5 白銀の自治会を支える構成員の減少と高齢化のスピードを無視していること。

佐倉市の人口統計によれば10年前の2008年1月31日の白銀の総人口は4,155人で、2018年1月31日の総人口は3,412人であった。この間743人が減少した（自然減+社会減）。今後の構成員の減少は過去10年間と同じではないであろうが緩やかであっても減少していくと予想される。

他方、75歳以上の高齢者数は、今年の1月31日現在329人となっている。現在の70-74歳の人は283人なので、このまま推移すると5年後の75歳以上人口は567人となる。更に現在の65-69歳の人が10年後には75歳以上になるので、その時には1,014人となる。同時に、独居世帯は、現在まだ全世帯数の1割を超えていないが10年以内に1割前後（約120軒）になる可能性が大である、このことは自治会の班長を担える世帯数が減少するということである。従来の共有・共用施設と全く異なり、且つ市の条例で管理責任を負わされる設備の負担を長期にわたってできるのだろうか？

6 新たな設備を抱えることは家計への長期（この町が続く限り）的負担となること。

家計負担の増加には二つの面がある。第一は高齢者家庭の所得の源泉は主として年金である。ところが老齢年金+厚生年金の名目額は年々減少が図られている。特に物価が変わらなくても賃金が下がると下げ

られる。名目年金額から引かれる社会保険、すなわち介護保険・健康保険・後期高齢者保険は見直しの度に増額されていく。同時に、利用時に支払う窓口負担は、1割が2割になりその内3割になるであろう。社会保険料とは別に高齢者控除の額も減少される可能性が大である。

第二は独居となったときである。配偶者のどちらかがなくなれば、年金総額が数十万円から百数十万円もの大幅減少となる。

10年もすればそうした世帯が500世帯を占めると予想されるのに、さらなる家計負担を長期に住民に強い必然があるのだろうか。

7 訴訟に巻き込まれる恐れが多分にあること

これには大きく分けて二つのケースが考えられる。

・第一のケースは、画像漏洩により被害者が刑事訴追をした場合である。

今回検討中のカメラはインターネットに常時接続していないのに画像漏洩が起こるのか？今回のカメラはランケーブルにはつながっていないがWi-Fiの電波が常時発信されている。ITセキュリティに若干詳しい人であれば、時間をかければIDとPWを解読することは可能である。カメラの付近でスマホを開けばWi-Fiの電波がどれであるかを確定できる。

検察が訴追を受理し警察が捜査を開始し、画像漏洩の機器が白銀のものであると特定されると、防犯カメラ設置者（誰が行くのか？防犯カメラ管理者？防犯カメラ担当者？）が事情聴取を受けることになる。立件されなければ証拠不十分となるが、そうでないと刑事事件の被告となってしまう。この時われわれはどのようにして画像漏洩をしていないことを証明できるのだろうか？現行条例には施行規則を含めこうしたことは全て設置した住民の責任にされている（上記第4項参照）。

仮に証拠不十分であれ、無罪となっても被害者からの民事訴訟に対応する必要が出てくる。

・第二のケースは「デジタル冤罪」事件の重要証拠の一つとして映像が提出された場合である。こうした事件は日本でも複数発生しており、容疑者とされた人は長時間の犠牲を強いられる。海外でも発生しており、とりわけセンセーショナルなものとして数年前にロンドン市内で発生した美人娼婦連続殺人事件があげられる。事件後まもなく一人の男性が逮捕された。決め手は所謂防犯カメラ（海外ではCCTVカメラと言い防犯カメラとは言わない）の映像だと発表された。日本同様、名前と顔写真が公表された。ところが数か月後に全く別人が真犯人として逮捕されたが、メディアは不幸にして最初に逮捕された人のその後は全く報道されなかった。

白銀のカメラの映像が重要証拠の一つとしてある人が逮捕され、公判にかけられ、長期間の裁判の結果冤罪であることが判明し、無罪となったときに何が起こるのだろうか？無罪となった被告は弁護士を立てて、警察等の行政を国家賠償法に基づき訴訟を起こすであろう。では重要な証拠の一つとして画像を提出した防犯カメラ設置者は、無傷だろうか？彼らの受けた心の傷と被害（会社を首になる、家族も失業等々）が大きければ大きいほど、損害賠償請求の民事訴訟が起こされるであろう。

第二のケースでも立ち合いと調書の作成に防犯カメラ設置者（誰が担当するのか？）は相当の時間を取られる。

以上いずれのケースも、裁判期間中長時間拘束され、弁護士費用も高むことになる。特に第二のケースでは損害賠償額は数千万円になる可能性がある。これに弁護士費用をたすと単なる任意の地縁団体では全く負担しきれないものとなる。

山王自治会防犯カメラ見学会報告

日時 6月3日日曜日 13時～14時10分
参加者 仲台、永尾、圖司、森岡、須賀、岡本、倉島
山王自治会 石川部長（説明者）

1. 現地で設置状況を確認説明

東電柱を使用、腕金に防犯カメラの名称あり。
物井駅に向かうメイン道路に4箇所設置のうち2箇所で説明を受けた。
高速道路に向かう道に5箇所追加設置予定あり。
設置の表示（自治会の名称、連絡先）は東電柱を使用すると料金が発生するので他の方法で検討中とのこと。（注1）

2. 集会所での説明

1年交代の自治会であるが、総務部長として石川さんは2年つとめている。
昨年役員会で決めて班長会へ説明承認決定した。反対は無かった。
警察、市役所と事前打ち合わせが必要。
市役所は自治会単位の導入検討実績を重んじ、前向きに対応してくれる。

（防犯カメラ導入のメリット）

- ・防犯カメラが設置されていることによる犯罪抑止力効果
- ・万一、事件・事故が発生した場合の事実確認が可能

（費用）

見積は2社 ALSOK/SECOM とした。

費用は自治会運営費以外の共用施設費（集会所積立金以外の旧アンテナ維持費・街灯管理費等）を充当。

イニシャルコスト 40万円/台×4 計160万円（内、補助金半額）

ランニングコスト カメラメンテナンス費用

（SDカード（128G）取替を含む）

2万5千円/年×4台分 計100,000円

電柱共架料金 1,200円/年×4台分 計4,800円

電気代（最低額契約）500円/月×12×4台分 計24,000円

合計128,800円

（補助金は千葉県が市役所経由で支給）

（運用）

カメラの動作確認はオレンジ色ランプの点灯有無で判断する。

PC、タブレット、スマートフォンでデータダウンロードできる。ALSOKよりタブレット1台提供があった。
ダウンロードに時間はかからない。ネットワークには接続しないので通信料金は発生しない。ハッキングの心配もない。電柱から見通しのある場所で15m利用可能。

1～2週間分をダウンロードすると見るのに大変時間がかかるので、実際は日時を指定してことになる。
ライブの画像切り替えも可能。

市役所（危機管理室）の指導で住宅は写さないこととなっている。

原則「見ない触らない」で運用している。

管理責任者と取扱担当者は総務部長。

3. 参考に「さくら山王自治会ルールブック」を頂いた。

- ・設置及び運用に関する基準の映像データの保存期間は7日となっている。
- ・個人情報取扱ルールの（秘密保持義務）は参考になる。

注1 東電共架は1昨年からNTT柱は昨年から許可になった。

設置表示は腕金に記載することとしたので、そのほかは自治会判断。

東電柱を使用する場合は設置可否判定を事前協議するその際、600円費用発生する。

受託者に申請代行を依頼する場合は2～3万かかるがこの費用は補助金対象にはならない。（市役所林田さんに確認6月4日）

4. その他

電柱の使用申請は許可まで2ヶ月を要するので注意が必要。

設置場所は人と人家が写らないこと。市役所と警察の確認がある。

カメラで遮蔽可能か確認中。



平成30年7月14日

防犯カメラ設置検討委員会

委員長 倉島 陽 殿

白銀ニュータウン自治会

自治会長 黒田 康夫

要 望 書

このことについて、当検討委員会における答申に以下の内容を含まれることを要望いたします。

- 1 防犯カメラ設置発議の経緯
- 2 白銀ニュータウン（以後：当自治会という。）における防犯カメラ設置目的、防犯効果及びその理由
- 3 当自治会を含む佐倉市における犯罪の発生状況
- 4 防犯カメラ設置済近隣自治会（以後：設置済自治会という。）について
 - ① 設置理由及び設置情報
 - ② 防犯カメラ設置時の犯罪発生状況
 - ③ 防犯カメラ設置後の犯罪発生状況及び設置による効果※複数の設置済自治会の情報を希望
- 5 佐倉市における防犯カメラ設置に関する条例
- 6 当自治会での防犯カメラの設置について
 - ① 設置条件
 - ② 設置費用額と想定される維持管理費用額及び各費用の捻出方法案
 - ③ 設置後の運用・管理体制案（人員・データの管理方法）
 - ④ 推薦する設置機種・設置業者・発注内容の詳細（仕様）の見積書

以上